

福県医発第1685号(地)
平成20年11月 8日



各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課長及び同雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名により各都道府県宛に「東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について」の通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、先日発生した東京都の妊婦死亡事案を受け、各都道府県に対し、1) 周産期母子医療センターの運用、2) 周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの運用、3) 周産期医療体制の確保について、確認や改善の検討等を求めるものであります。

また同時に、厚生労働省平成20年度予算・同補正予算及び21年度予算概算要求による予算措置を積極的に活用すること、周産期疾患に係る特例病床(病床過剰地域であっても特例的に整備できる病床)の対象病床の範囲が拡大されている点に留意することについても、各都道府県に求められております。

日本医師会では、平成21年度予算概算要求に向けての要望書において、救急医療情報システムの充実(応需情報の入力要員の確保)、救急搬送受入コーディネーター事業の充実、日本型ER機能の試行、周産期医療等専門特化した二次救急医療機関に対する支援等を要望しています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉



(地 I 150)

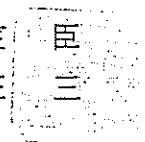
平成 20 年 10 月 30 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

今 村 定 臣
石 井 正 三



東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課長及び同雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名により各都道府県宛に「東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について」の通知が発出されました。

本件は、先日発生した東京都の妊婦死亡事案を受け、各都道府県に対し、1) 周産期母子医療センターの運用、2) 周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの運用、3) 周産期医療体制の確保について、確認や改善の検討等を求めるものであります。

また同時に、厚生労働省平成 20 年度予算・同補正予算及び 21 年度予算概算要求による予算措置を積極的に活用すること、周産期疾患に係る特例病床（病床過剰地域であっても特例的に整備できる病床）の対象病床の範囲が拡大されている点に留意することについても、各都道府県に求めています。

本会では、平成 21 年度予算概算要求に向けての要望書において、救急医療情報システムの充実（応需情報の入力要員の確保）、救急搬送受入コーディネーター事業の充実、日本型 ER 機能の試行、周産期医療等専門特化した二次救急医療機関に対する支援等を要望しているところであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、国庫補助制度の活用等を含む周産期医療体制及び救急医療体制の確保に一層のご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。





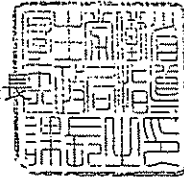
医政指発第 1027001 号
雇児母発第 1027001 号
平成 20 年 10 月 27 日

各都道府県

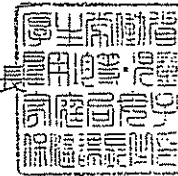
衛生主管部（局）長 殿

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



東京都の妊婦死亡事案を受けた周産期救急医療体制の確保について

本年 10 月に、東京都において産科救急患者が死亡するという事案が発生した。厚生労働省としては、直ちに、医療機関の関係者から事実関係の聴取等を行うことにより、本事案の検証に努めているところである。

本事案も踏まえ、各都道府県の衛生主管部（局）及び母子保健主管部（局）におかれては、周産期母子医療センターにおける診療体制の確保、院内の周産期医療部門と救急医療部門の連携の確保、地域の医療機関（地域周産期医療関連施設、救命救急センター等）との連携の確保等を図り、産科救急患者の受入れが確実に行われるよう格段の配慮をお願いします。

ついては、下記の対応をお願いするとともに、厚生労働省において、医療提供体制の確保等に関する支援策として、平成 20 年度予算及び平成 20 年度補正予算において別添 1 の予算措置を設け、平成 21 年度予算概算要求において別添 2 の予算措置を盛り込んでいるところであるので、積極的に活用するようお願いする。

また、周産期疾患に係る特例病床（病床過剰地域であつても特例的に整備できる病床）について、母体胎児集中治療病室（MFICU）又は新生児集中治療病室（NICU）に対象が限定されていたが、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 50 号）により、本年 4 月 1 日から、その対象となる病床の範囲が拡大されているので、留意されたい（別添 3 『医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について』の一部改正について」（平成 20 年 3 月 26 日付け医政指発第 0326002 号）参照）。

記

1 周産期母子医療センターの運用について

管内の総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに対し、

- ① 診療体制（医師の当直体制等）
- ② 院内の周産期医療部門と救急医療部門の連携状況
- ③ 地域の医療機関（地域周産期医療関連施設、救命救急センター等）との連携状況（機能分担及び業務連携の状況、転送患者の受入れの状況、診療情報の共有状況等）

について各センターにおいて確認し、必要があれば、改善計画を各センターにおいて策定するよう、求めること。また、その達成に向け、周産期医療協議会を活用するとともに、各都道府県におかれては格段の支援をお願いしたい。

2 周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの運用について

周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの運用状況（更新頻度、入力情報、両システムの連携等）を確認した上で、必要があれば、適切に改善するよう検討を行うこと。

3 周産期医療体制の確保

医療計画における周産期医療の医療連携体制が実際に適切に機能しているかについて、関係者からの聴取り等により確認を行うこと。また、産科医の確保に係る方策について、短時間正規雇用や交代勤務制等の導入の支援、医師事務作業補助者の導入の支援、院内保育所の整備の支援、女性医師の復職のための研修の支援、医療機能の集約・再編による医師の確保、医療対策協議会の調整に基づく医師不足地域に対する医師派遣等について検討をお願いしたい。

4 確認結果及び改善計画の報告

1及び2の確認結果については、平成20年11月4日（火）までに、1の改善計画及び3の確認結果については、同年11月28日（金）までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長あてに報告するようお願いする（様式は別途送付する）。なお、1の確認結果及び改善計画については、周産期母子医療センターから都道府県を通じて報告するようお願いする。

おって、本報告内容については公表することがあり得ることを申し添える。

平成20年度予算の概要

(医政局関係)

一定の地域や診療科において、医師不足が深刻になっている状況から、国民が安心して地域において必要な医療が受けられるよう、「緊急医師確保対策」に基づき、医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備、医療リスクに対する支援体制の整備等、実効性のある医師確保対策の更なる推進を図る。

1. 医師派遣システムの構築 21億円

- 医師派遣体制の構築・推進 6.6億円
 - ・ 都道府県が医療対策協議会における検討に基づき実施する医師派遣に対する支援
 - ・ 国レベルで緊急臨時的な医師派遣を行う体制の整備
- 医師派遣に協力する病院の診療体制の強化 1.5億円
 - ・ 国や都道府県の決定した医師派遣に協力する病院の診療体制の強化等を行うために必要な経費を補助する事業の創設

2. 小児科・産科をはじめとする病院勤務医の勤務環境の整備等 5.3億円

- 医師交代勤務導入等による勤務環境の整備 4.8億円
 - ・ 交代制勤務、変則勤務制等を導入する病院への補助事業の創設
 - ・ 病院勤務医の事務を補助する医療補助者の配置を推進
- 産科医療機関への支援 1.2億円
 - ・ 産科医療機関が減少している現状にかんがみ、産科医療機関への財政的支援を実施する補助事業の創設
- 助産師の活用 1.6億円
 - ・ 産科を有する病院・診療所における「院内助産所」等の設置を支援する事業の創設

- 小児救急病院における診療体制の確保等 30億円
 - ・ 小児の二次救急医療を担う病院の休日夜間における診療体制や小児救急電話相談事業（#8000）の確保等

3. 女性医師等の働きやすい職場環境の整備 21億円

- 医師再就業支援事業（女性医師バンク） 1.6億円
 - ・ 女性医師バンクの体制の充実を図り、女性のライフステージに応じた就労の支援等の実施
- 女性医師の復職研修支援の推進 3.9億円
 - ・ 女性医師の復職に向けて病院等で行われる研修等を支援する事業の創設
- 病院内保育所運営事業 1.5億円
 - ・ 女性医師等が子育てと診療等の両立のための支援が推進されるよう事業の拡充等

4. 医師不足地域における研修の支援等 61億円

- ・ 都市部の臨床研修病院の研修医が一定期間医師不足地域等で研修を行うことへの支援や、医師不足地域等における研修医の確保が容易となる事業の創設及び医師不足地域等における指導医に係る経費について重点的な支援を行うことによる地域医療体制の確保等

5. 医療リスクに対する支援体制の整備 2億円

- ・ 産科医療補償制度創設後における一定の支援、診療行為に係る死因究明制度の構築に向けたモデル事業の拡充等

（母子保健対策関係）

1. 母子保健医療対策等総合支援事業（統合補助金）

- 周産期医療ネットワークの推進 47.8億円の内数
 - ・ 一般の産科病院等と高次の医療機関とのネットワークの構築により、母体・胎児が危険な妊産婦や低出生体重児等に適切な医療を提供する。また、NICUに長期入院している児童について望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るためのコーディネーターを配置する。

- 健やかな妊娠・出産等サポート事業の実施 47.8億円の内数
NICUから在宅への移行支援などの健やかな妊娠・出産等をサポートする先駆的な取組に対する助成及び他の自治体の取組を促進させるための情報提供を実施する。

2. 母子保健医療施設・設備整備事業 278億円の内数
(医政局・医療提供体制整備交付金等に一括計上)

- ・妊娠時期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供するため、新生児集中治療管理室(NICU)の整備を含む小児医療施設の整備や母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の整備を含む周産期医療施設の整備を図る。

平成20年度補正予算の概要

(医療提供体制関係)

1. 医師派遣の推進

医師派遣緊急促進事業

59.2億円

- 都道府県医療対策協議会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣の対価の一部に相当する額を助成。

2. 救急医療の充実強化

管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業

5.8億円

- 平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備するため、医師等の人材確保、空床確保に必要な費用の一部を助成。

3. 勤務医の勤務環境改善

(1) 医師事務作業補助者設置事業

6.8億円

- 医療機関への医師事務作業補助者の設置・充実を図り、勤務医の業務負担を軽減し本来業務に専念させるため、医師事務作業補助者の専門研修参加に係る代替職員の雇い上げに必要な経費の一部を助成。

(2) 短時間正規雇用支援事業

4.7億円

- 特に女性医師の離職の防止・復職支援のため、短時間正規雇用を導入する医療機関に対し代替職員の雇い上げに必要な費用の一部を助成。

(3) 病院内保育所施設整備事業（老朽化施設等の改築経費）

1.6億円

- 女性医師及び看護職員等の離職の防止・復職支援のため、病院内保育所の保育環境の改善を図るための病院内保育所の改築工事に対し必要な費用の一部を助成。

平成21年度概算要求の概要

(医政局関係)

救急や産科・小児科医療など地域医療とその担い手を守り、国民医療に対する不安を解消

- 救急医療を担う医師の支援 4.1 億円
 - ・ 救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援 《新規》

- 救急医療の充実 8.5 億円
 - ・ 小児初期救急センター等の運営支援 《新規》
 - ・ 第二次救急医療を担う医療機関の運営に対する救急患者の受け入れ実績を踏まえた支援 《新規》
 - ・ 第三次救急医療を担う救命救急センターの整備推進

- 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援 3.8 億円
 - ・ 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を振り分ける体制を整備 《新規》

- 患者・家族対話の推進 5.9 億円
 - ・ 住民に対する医療の公共性や不確実性に関する認識の普及、医療従事者と国民との間の相互理解の推進等地域における意見交換の場の設置 《一部新規》

- ドクターヘリ導入の促進 2.1 億円
 - ・ ドクターヘリ事業の推進により、早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図る

- 産科医療の確保 4.9 億円
 - ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援 《新規》
 - ・ 出生数の少ない地域における産科医療機関の運営などに対する補助

- 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援 5.5 億円
 - ・ 医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する相談や

保育に当たる者の紹介 《新規》

- ・ 病院内保育所の運営等に対する補助

医師養成数を増やし、勤務医の過重労働も改善して、医師不
問題に的確に対応

- へき地医療を担う医師等の支援 19億円
 - ・ へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援や医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援 《新規》
- 臨床研修病院への支援 16億円
 - ・ 医師不足問題が深刻な地域や産科・小児科・救急医療等への貢献を行う臨床研修病院等において、医師の研修派遣及び外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質を確保しつつ、研修医の都市集中の是正を促進 《一部新規》
- 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 33億円
 - ・ 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等の導入促進を図るため、導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費を支援 《一部新規》
- 医師と看護師等の役割分担・協働の推進 31億円
 - ・ 医師と看護師等の役割分担と協働の推進を図るための研修を実施し、医師が本来業務に専念できる体制を構築 《新規》
 - ・ 産科医の負担を軽減し、助産師がチームとして産科医等と連携して活躍できるよう、院内助産所・助産師外来開設のための研修を実施

医療リスクに対する支援体制の整備

- 補償制度・医療事故における死因究明 5.3億円
 - ・ 医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や、出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど産科医療補償制度(H21.1開始予定)の円滑な運用を進める

(母子保健対策関係)

1. 母子保健医療対策等総合支援事業 (統合補助金)

(1) 周産期医療体制の整備

61.5億円の内数

一般の産科病院等と高次の医療機関とのネットワークを構築し、総合周産期母子医療センター等において母体・胎児が危険な妊産婦や低出生体重児等に適切な医療を提供する。

(2) 地域周産期母子医療センター運営事業の創設 (新規)

61.5億円の内数

地域において、出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う比較的高度な医療を提供する「地域周産期母子医療センター」に対して運営費の一部を助成する。

※ 対象となる「地域周産期母子医療センター」

母体・胎児集中治療管理室 (MFICU)、新生児集中治療管理室 (NICU) をそれぞれ3床以上有し、かつ、診療報酬上のハイリスク分娩管理加算が算定できる施設

2. 母子保健医療施設・設備整備事業

563億円の内数

(医政局・医療提供体制整備交付金等に一括計上)

妊娠時期から出産、小児期に至るまでの高度な医療を提供するため、新生児集中治療管理室 (NICU) の整備を含む小児医療施設の整備や母体・胎児集中治療管理室 (MFICU) の整備を含む周産期医療施設の整備を図る。



(別添3)

医政指発第0326002号

平成20年3月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する
特定の病床等の特例について」の一部改正について

医療計画の基準病床数制度における、病床過剰地域であっても特例的に整備できる病床（以下「特例病床」という。）については、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第50号）が別添1のとおり本年3月26日に公布され、対象となる病床の範囲が同年4月1日から拡大される場所である。

当該改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので御了知いただくとともに、特例病床の運用に係る留意事項を定めた標記通知（平成10年7月24日付け指導課長通知）を別添2のとおり改正するので、その運用に遺憾のないよう特段の御配慮をいただき、本通知について、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し周知願いたい。

記

第一 改正の趣旨

1 周産期疾患

現在、周産期疾患に係る特例病床については、母体胎児集中治療病室（MFICU）又は新生児集中治療病室（NICU）に限って対象とされているところ。

しかしながら、後方病床の不足等により NICU からの退院に支障を来していることや、分娩取扱施設の減少により地域の産科医療の確保が課題となっていることなどから、対象となる病床の範囲を拡大し、より適切な周産期医療体制の確保を図るものである。

2 治験

現在、治験に係る特例病床については、患者以外の被験者に対する臨床試験（第Ⅰ相）を行う病床に限って対象とされているところ。

今般、構造改革特区に係る第12次提案において、患者を被験者とする臨床試験（第Ⅱ相及び第Ⅲ相）を行う病床も特例の対象とするよう求める提案があったことも踏まえ、対象となる病床の範囲を拡大し、国内における治験の推進を図るものである。

第二 改正内容

1 周産期疾患

（1）特例病床として、専ら周産期疾患に関し診断・治療・調査研究・研修を行う病院又は診療所の病床のうち、MFICU・NICUに限るものを対象としていたところ、病床の範囲を拡大し、周産期疾患に係る病床を対象とする。

（2）（1）以外の病院又は診療所にあつては、地域において必要とされる周産期医療の機能を有する場合、当該機能に係る病床を特例病床の対象とする。

2 治験

特例病床として、治験のうち患者以外の被験者に対する臨床試験を行う病床を対象としていたところ、患者を被験者とする臨床試験を行う病床まで拡大し、治験全体に係るものを対象とする。

3 その他

特例病床の対象となる神経難病について、その内容を現時点で指定されているものに更新する。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(六五)

○厚生労働省組織令の一部を改正する政令(六六)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(六七)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六八)

○消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(六九)

○消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(七〇)

○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(七一)

○厚生年金保険法施行令等の一部を改正する政令(七二)

〔省 令〕

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四八)

○医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同四九)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)

○保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令(同五一)

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二一)

〔告 示〕

○厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件(厚生労働一一八)

○医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める件(同一九)

○医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同二〇)

○医療、歯科医療若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告することができる事項の一部を改正する件(同二一)

○輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件(経済産業四八)

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九條第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件(同四九)

○厚生労働省令第五十号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条第三項、第十七条、第三十条の四第七項、第四十二条の二第一項第六号並びに第五十二条第一項及び第二項並びに医療法施行令(昭和二十三年政令第三二六号)第五条の五の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年二月二十六日

厚生労働大臣 舩添 要一

医療法施行規則の一部を改正する省令
医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 医療計画(第三十条の二十八―第三十条の三十三)」を「第四章の二 医療従事者の確保等に関する施策等(第三十条の三十三の二)」に改める。

第九條の二十第一号ハ中「第九條の二十三第一項第一号及び第十一條各号」を「第一條の十一第一項各号及び第九條の二十三第一項第一号」に改める。

第二十四條中第十一号を第十三号とし、同条第十一号中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加え、同条第十二号とし、同条第十号中「第二十五條第二号から第五号まで」の下に「(第二十五條の二の規定により準用する場合を含む)」を加え、同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 病院又は診療所に、診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置(以下「診療用粒子線照射装置」という。)を備えようとする場合
第二十五條の次に次の一条を加える。

(診療用粒子線照射装置の届出)
第二十五條の二 前條の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。

第二十六條中「第二十四條第二号」を「第二十四條第三号」に改める。

第二十七條第一項中「第二十四條第三号」を「第二十四條第四号」に改め、同条第二項中「第二十四條第四号」を「第二十四條第五号」に改め、同条第三項中「第二十四條第五号」を「第二十四條第六号」に改め、同条第四項中「第二十四條第六号」を「第二十四條第七号」に改め、同条第五項中「第二十四條第七号」を「第二十四條第八号」に改め、同条第六項中「第二十四條第八号」を「第二十四條第九号」に改める。

第二十九條第一項中「第二十四條第九号又は第十一号」を「第二十四條第十号又は第十一号」に改め、同条第二項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第三項中「第二十四條第十一号」を「第二十四條第十二号」に改める。

第二十八條第一項中「第二十四條第七号」を「第二十四條第八号」に改め、同条第二項中「第二十四條第八号」を「第二十四條第九号」に改め、同条第三項中「第二十四條第九号」を「第二十四條第十号」に改め、同条第四項中「第二十四條第十号」を「第二十四條第十一号」に改め、同条第五項中「第二十四條第十一号」を「第二十四條第十二号」に改め、同条第六項中「第二十四條第十二号」を「第二十四條第十三号」に改める。

第三十条の二の次に次の一条を加える。

(診療用粒子線照射装置の防護)

第三十条の二の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。この場合において、同条第一号中「発生室」とあるのは「照射室」と、同条第三号中「発生時」とあるのは「照射時」と、同条第四号中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と「発生室」とあるのは「照射室」と読み替えるものとする。

第三十条の五の次に次の一条を加える。

(診療用粒子線照射装置使用室)

第三十条の五の二 前条の規定は、診療用粒子線照射装置使用室について準用する。この場合において、同条第二号中「発生時」とあるのは「照射時」と読み替えるものとする。

第三十条の十三の規定及び第三十条の十四の表エクスクス線装置の使用の項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の下に「診療用粒子線照射装置使用室」を加える。

第三十条の十四の表診療用高エネルギー放射線発生装置の使用の項の次に次の項を加える。

診療用粒子線照射装置の使用

第三十条の十八第一項及び第三十条の二十一「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加える。

第三十条の二十二第一項第一号中「エクスクス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加える。同条第二項第三号の表放射線の量の項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の下に「診療用粒子線照射装置使用室」を加える。

第三十条の二十三第一項の表診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の項の次に次の項を加える。

診療用粒子線照射装置使用室

第三十条の三十三の次に次の章名を付する。

第四章の三 医療従事者の確保等に関する施策等

第三十条の三十五の次に次の一条を加える。

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ 当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は一人以上とすること。

ロ 当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては当該財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ 当該医療法人が財団である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

二 他の同一の団体（民法第三十四条の規定により設立された法人その他これに準ずるもの（以下「公法法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様とすること。

ホ その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならぬような支給の基準を定めていなければならないものであること。

その事業を行うに当たり、社員、評議員、監事、理事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

当該医療法人の毎会計年度の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（法第四十二条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び法第四十二条の二第一項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと。

他の団体の意思決定に関与することができず、その株式その他の財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によつて他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、この限りでない。

又 当該医療法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠ぺいし、又は仮装して記録若しくは記載をしていり、事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつて算出される場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成十四年法律第三十三号）第六号各号に掲げる健康増進事業に実施者が行う同法第四十二条に規定する健康増進事業（健康増進に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、及び助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分岐に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えないときは、五十万円を限度とする。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ 自費患者が社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療分社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を超えて得た額の範囲内であること。

前項第一号に規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の価額から次に掲げる資産のうち保有する資産の価額から負債の額を控除したものの残高額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二 法第四十二条各号に規定する業務の用に供する財産

三 法第四十二条の二第一項に規定する収益業務の用に供する財産

四 前二号の業務を行うために保有する財産（前三号に掲げる財産を除く。）

五 第一号から第三号までに定める業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金

六 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金

第三十条の三十六の見出しを「社会医療法人に係る認定の申請事項」に改め、同条第二項第一号中「申請時の直近に終了した」を「法第四十二条の二第二項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る」に、「法第四十二条の二第二項第五号」を「同号」に改める。

第三十条の三十七第七項中「昭和三十一年法律第二十六号」を削る。

第三十条の三十八の二「説明する書類」の下に、「第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表」を加える。

第三十条の三十九第一項 第三十三条の二十二及び第三十二条の二十三第一項の規定中「法第五十四條の七において」の下に「読み替えて」を加える。

別表第一第二の項第一号イ(1)・ロ(1)及びハ(1)を次のように改める。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に關する資格の種類として
厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

別表第二中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から二年間は、医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第二の項第一号イ(1)・ロ(1)及びハ(1)に定める事項については、この省令による改正前の同号イ(1)・ロ(1)及びハ(1)に定める事項とすることができる。

第三条 この省令の施行の際、この省令による改正後の医療法施行規則第二十四条第一項第二号に規定する診療用粒子線照射装置を現に備えている病院又は診療所の管理者は、同令第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条の規定にかかわらず、この省令の施行後一月以内に、医療法施行規則第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条各号に掲げる事項を病院又は診療所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

新 旧 対 照 条 文

○「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」(平成10年7月24日厚生省健康政策局指導課長通知)
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
各都道府県衛生主管部(局)長 殿 厚生省健康政策局指導課長 医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する 特定の病床等の特例について (中略) 記 第1 一般的留意事項 (略) 第2 個別留意事項 1 第1号関係 (1)「専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。 ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所(以下「病院等」という。)であること。 ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院等であること。	各都道府県衛生主管部(局)長 殿 厚生省健康政策局指導課長 医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する 特定の病床等の特例について (中略) 記 第1 一般的留意事項 (略) 第2 個別留意事項 1 第1号関係 (1)「専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。 ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院であること。 ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院であること。

- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。
- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所」とは、前記(1)に示した病院等の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院等の病床であって当該疾患に係る病床に限るものであること。又は(2)に該当する病院等の病床のうち、当該病院等が所在する地域に高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している場合の高度ながん診療又は循環器疾患診療に係る病床に限るものであること。

(4) 「高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能」とは、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。

- ① 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等
- ② 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等

2 第2号関係

(1) 「専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該

- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。

④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院」とは、前記(1)に示した病院の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院の病床であって当該疾患に係る病床に限るものであること。又は(2)に該当する病院の病床のうち、当該病院が所在する地域に高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している場合の高度ながん診療又は循環器疾患診療に係る病床に限るものであること。

(4) 「高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能」とは、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。

- ① 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等
- ② 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等

2 第2号関係

(1) 「専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するもの

当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院等であること。
- ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院等であること。
- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。
- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所」とは、前記(1)に示した病院等の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)又は(2)に該当する病院等の病床のうち、当該疾患に係る病床に限るものであること。

3 第3号関係

(1) 「専ら周産期疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有

であること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院であること。
- ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院であること。
- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。
- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院」とは、前記(1)に示した病院の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)又は(2)に該当する病院の病床のうち、当該疾患に係る病床に限るものであること。

3 第3号関係

(1) 「専ら周産期疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有

する病院等であること。

- ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院等であること。
- ③ 当該疾患に関する調査又は研究に必要な体制を有する病院等であること。

- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。

(2) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターは、(1)に該当するものであること。

(3) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所」とは、(1)以外の病院等であつて、その地域において必要とされる周産期医療の機能を有するものであること。

(4) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院等にあつては、当該疾患に係る病床であること、(3)に該当する病院等にあつては、その地域において必要とされる周産期医療の機能に係る病床であること。

する病院であること。

- ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院であること。
- ③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。
- ④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院」とは、前記(1)に示した病院の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)又は(2)に該当する病院の病床のうち、母体胎児集中治療管理又は新生児集中治療管理機能をもつ病室の病床に限るものであること。

(4) 「母体胎児集中治療管理」とは、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫流早産等の母体又は胎児に対するリスクの高い妊娠を対象として、分娩監視装置、呼吸循環監視装置等の必要な設備を有し、常時、集中

4 第4号関係

(1) 「専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① リハビリテーションに関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院等であること。
- ② リハビリテーションの診断及び治療に必要な専用の施設及び設備を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院等であること。
- ③ 理学療法、作業療法を主に担当する医師並びに相当数の理学療法士及び作業療法士がそれぞれ勤務することとされていること。
- ④ リハビリテーションに関する調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、リハビリテーションに関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、リハビリテーションに関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。
- ⑤ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑥ 研修室、視聴覚機器等、リハビリテーションに関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所」とは、前記(1)に示した病院等の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床

的な治療、分娩管理を行うことのできる体制をいうものであること。
また、「新生児集中治療管理」とは、高度の先天奇形、重度黄疸、未熟児等の新生児に対する医療を対象として、救急蘇生装置、新生児用呼吸循環監視装置等の必要な設備を有し、常時集中的な治療を行うことのできる体制をいうものであること。

4 第4号関係

(1) 「専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① リハビリテーションに関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院であること。
- ② リハビリテーションの診断及び治療に必要な専用の施設及び設備を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院であること。
- ③ 理学療法、作業療法を主に担当する医師並びに相当数の理学療法士及び作業療法士がそれぞれ勤務することとされていること。
- ④ リハビリテーションに関する調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、リハビリテーションに関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、リハビリテーションに関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。
- ⑤ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ⑥ 研修室、視聴覚機器等、リハビリテーションに関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院」とは、前記(1)に示した病院の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつもので

をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)又は(2)に該当する病院等の病床のうち、発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なリハビリテーションに係る病床に限るものであること。

(4) 「発達障害児の早期リハビリテーション」とは、低出生体重児を中心とした発達障害が認められる乳幼児を主に対象とし、医療機関において医師、理学療法士及び作業療法士が、障害に応じて早期より発達支援を行うものであること。

5 第5号関係

(1) 「救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所」とは、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療機関及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関に該当する病院等をいうものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院等の病床のうち、専ら救急医療を必要とする救急患者を収容し、治療を行うために確保される病床（精神科救急病室（PICU）の病床を含む）に限るものであること。

6 第6号関係

(1) 「アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、当該疾患の診断及び治療に関し相当期間従事している医師が常時複数勤務することとされている病院をいうものであること。

あること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)又は(2)に該当する病院の病床のうち、発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なリハビリテーションに係る病床に限るものであること。

(4) 「発達障害児の早期リハビリテーション」とは、低出生体重児を中心とした発達障害が認められる乳幼児を主に対象とし、医療機関において医師、理学療法士及び作業療法士が、障害に応じて早期より発達支援を行うものであること。

5 第5号関係

(1) 「救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院」とは、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療機関及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関に該当する病院をいうものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、専ら救急医療を必要とする救急患者を収容し、治療を行うために確保される病床（精神科救急病室（PICU）の病床を含む）に限るものであること。

6 第6号関係

(1) 「アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、当該疾患の診断及び治療に関し相当期間従事している医師が常時複数勤務することとされている病院をいうものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、特殊の診療機能に係る病床に限るものであり、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができるものであること。

(3) 「老人性精神疾患」とは老年期にみられる老人性認知症、脳血管性認知症、初老期認知症等器質性精神障害の他統合失調症様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれるものであること。なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性認知症疾患治療病棟及び老人性認知症疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患治療病棟の病床については、本号に該当するものであること。

(4) 「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、知的障害、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

7 第7号関係

(1) 「神経難病にり患している者を入院させ当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

① 神経難病の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院等であること。

② 神経難病を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、特殊の診療機能に係る病床に限るものであり、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができるものであること。

(3) 「老人性精神疾患」とは老年期にみられる老年痴呆、脳血管性痴呆、初老期痴呆等器質性精神障害の他精神分裂病様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれるものであること。なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性痴呆疾患治療病棟及び老人性痴呆疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性痴呆疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性痴呆疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

(4) 「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、知的障害、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

7 第7号関係

(1) 「神経難病にり患している者を入院させ当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

① 神経難病の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院であること。

② 神経難病を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。

③ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院等の病床のうち神経難病に係る病床に限るものであること。

(3) 「神経難病」とは、以下に掲げるものをいうものであること。

脊髄小脳変性症、シャイ・ドレーガー症候群、ウィリス動脈輪閉塞症、正常圧水頭症、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、フィッシャー症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、多発限局性運動性末梢神経炎（ルイス・サムナー症候群）、クロウ・フカセ症候群、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性進行性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症（Kennedy-Alter-Sung 病）、脊髄空洞症、パーキンソン病、ハンチントン病、進行性核上性麻痺、線条体黒質変性症、ペルオキシソーム病、ライソゾーム病、クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症、亜急性硬化性全脳炎、進行性多巣性白質脳症、スモン、大脳皮質基底核変性症、ミトコンドリア脳症、色素性乾皮症

8 第8号関係

(1) 「専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所」とは、末期のがんその他の悪性新生物の患者で、疼痛などがん末期の諸症状に対する治療を必要とするものを入院させ、病状告知、精神的支持及び疼痛治療を行う病院等をいうものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院等の病床のうち、末期の医療を行うに当たって必要な人員、病室及び体制を有する当該機能に係る病床に限るものであること。

③ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち神経難病に係る病床に限るものであること。

(3) 「神経難病」とは、以下に掲げるものをいうものであること。

脊髄小脳変性症、シャイ・ドレーガー症候群、ウィリス動脈輪閉塞症、正常圧水頭症、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、フィッシャー症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、多発限局性運動性末梢神経炎（ルイス・サムナー症候群）、クロウ・フカセ症候群、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性進行性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症（Kennedy-Alter-Sung 病）、脊髄空洞症、パーキンソン病、ハンチントン舞踏病、進行性核上性麻痺、線条体黒質変性症、ペルオキシソーム病、ライソゾーム病、クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症、亜急性硬化性全脳炎、進行性多巣性白質脳症、スモン

8 第8号関係

(1) 「専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院」とは、末期のがんその他の悪性新生物の患者で、疼痛などがん末期の諸症状に対する治療を必要とするものを入院させ、病状告知、精神的支持及び疼痛治療を行う病院をいうものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、末期の医療を行うに当たって必要な人員、病室及び体制を有する当該機能に係る病床に限るものであること。

9 第9号関係

(1) 「病院又は診療所」の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 病院等の開放化に関し、医療計画等都道府県の作成する医療機関に関する整備計画に基づくものであること。
- ② 当該病院等の存在する圏域の医師又は歯科医師のすべてが病室、医療機器等の診療に係る施設設備及び研究、研修に係る施設設備を利用できるものとされていること。

(2) 特例の対象となる病床は当該病院等の病床のうち、当該病院等と直接関係しない医療機関の医師又は歯科医師が患者を入院させるとともに、当該病院等医師との相談による診療計画に基づき当該病院等におもむき、その患者に対し診療等を行うための病床として専ら確保される病床に限るものであること。

10 第10号関係

(1) 「後天性免疫不全症候群に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院等であること。
- ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院等であること。
- ③ 当該疾病を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有す

9 第9号関係

(1) 「病院」の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 病院の開放化に関し、医療計画等都道府県の作成する医療機関に関する整備計画に基づくものであること。
- ② 当該病院の存在する圏域の医師又は歯科医師のすべてが病室、医療機器等の診療に係る施設設備及び研究、研修に係る施設設備を利用できるものとされていること。

(2) 特例の対象となる病床は当該病院の病床のうち、当該病院と直接関係しない医療機関の医師又は歯科医師が患者を入院させるとともに、当該病院医師との相談による診療計画に基づき当該病院におもむき、その患者に対し診療等を行うための病床として専ら確保される病床に限るものであること。

10 第10号関係

(1) 「後天性免疫不全症候群に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院であること。
- ② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院であること。
- ③ 当該疾病を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有す

る病院等であること。

- ④ 当該疾患に関しカウンセリングの講習を受けた医師や看護婦等が患者に対し、カウンセリングを行える体制がとられていること。
- ⑤ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院等の病床のうち、当該機能に係る病床に限るものであること。

11 第11号関係

(1) 「新興感染症又は再興感染症に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院であること。
- ② 当該疾患の診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院であること。
- ③ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ④ 当該疾患に関し、他の入院患者、職員等に感染させないための体制及び構造設備を有するものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、当該機能に係る病床に限るものであること。

(3) 「新興感染症」とは、過去20年間に、それまで明らかにされていなかった病原体に起因する公衆衛生上の問題となるような新たな感染症をいい、「再興感染症」とは、かつて存在した感染症で公衆衛生上

る病院であること。

- ④ 当該疾患に関しカウンセリングの講習を受けた医師や看護婦等が患者に対し、カウンセリングを行える体制がとられていること。
- ⑤ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、当該機能に係る病床に限るものであること。

11 第11号関係

(1) 「新興感染症又は再興感染症に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院であること。
- ② 当該疾患の診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院であること。
- ③ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。
- ④ 当該疾患に関し、他の入院患者、職員等に感染させないための体制及び構造設備を有するものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、当該機能に係る病床に限るものであること。

(3) 「新興感染症」とは、過去20年間に、それまで明らかにされていなかった病原体に起因する公衆衛生上の問題となるような新たな感染症をいい、「再興感染症」とは、かつて存在した感染症で公衆衛生上

ほとんど問題となっていなかったが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症をいうものであること。

12 第13号関係

(1) 「薬事法第2条第16項に規定する治験を行う病院又は診療所」とは、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）等の規定に基づき治験を実施する病院等であること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、当該機能に係る病床に限るものであること。

13 第14号関係

(1) 「診療所の病床（平成10年3月31日に現に存する病床（同日までに行われた診療所の開設の許可若しくは診療所の病床数の変更の許可の申請に係る病床又は同日までに建築基準法第6条第1項の規定により行われた確認の申請に係る診療所の病床を含む。）に限る。）を転換して設けられた療養型病床群に係る病床」とは、平成10年3月31日現在で次に掲げる事項に該当する診療所の病床を転換して療養型病床群を設置する場合に該当するものであること。

- ① 診療所を開設している者であって当該診療所に係る病床。
- ② 診療所の開設又は病床数の変更の許可申請をしている者であって当該申請に係る診療所の病床。
- ③ 診療所を開設しようとしている者であって建築確認の申請をしている場合の当該申請に係る診療所の病床。

(2) ここでいう転換とは、当該診療所の増改築又は同一敷地内での建て替えにより療養型病床群を設ける場合をいうものであること。

ほとんど問題となっていなかったが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症をいうものであること。

12 第13号関係

(1) 「薬事法第2条第9項に規定する治験のうち、患者以外の被験者に対する臨床試験」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）等の規定に基づき実施される治験であって、患者以外を被験者とする第I相における臨床薬理試験を実施するものであること。

(2) 特例の対象となる病床は、当該病院の病床のうち、当該機能に係る病床に限るものであること。

13 第14号関係

(1) 「診療所の病床（平成10年3月31日に現に存する病床（同日までに行われた診療所の開設の許可若しくは診療所の病床数の変更の許可の申請に係る病床又は同日までに建築基準法第6条第1項の規定により行われた確認の申請に係る診療所の病床を含む。）に限る。）を転換して設けられた療養型病床群に係る病床」とは、平成10年3月31日現在で次に掲げる事項に該当する診療所の病床を転換して療養型病床群を設置する場合に該当するものであること。

- ① 診療所を開設している者であって当該診療所に係る病床。
- ② 診療所の開設又は病床数の変更の許可申請をしている者であって当該申請に係る診療所の病床。
- ③ 診療所を開設しようとしている者であって建築確認の申請をしている場合の当該申請に係る診療所の病床。

(2) ここでいう転換とは、当該診療所の増改築又は同一敷地内での建て替えにより療養型病床群を設ける場合をいうものであること。

(3) 改正医療法施行規則附則第7条に規定する診療所の療養型病床群に特例の適用がされるものであること。

(4) 当該特例は、第2項に規定する都道府県医療審議会の議を経て算定した数の範囲内で適用されるものであること。この場合の都道府県医療審議会の議を経て算定した数は、都道府県医療審議会の議を経て変更することができるものであること。

(3) 改正医療法施行規則附則第7条に規定する診療所の療養型病床群に特例の適用がされるものであること。

(4) 当該特例は、第2項に規定する都道府県医療審議会の議を経て算定した数の範囲内で適用されるものであること。この場合の都道府県医療審議会の議を経て算定した数は、都道府県医療審議会の議を経て変更することができるものであること。

平成20年10月28日

東京都における妊婦死亡事案と対応について

1. 事案の概要

※「母体搬送事案に関する経過について」（10月22日東京都報道発表資料）より

（1）事案の経過

○ 10月4日（土）、地元産婦人科（江東区）によると、同産婦人科にかかっていた患者の転院搬送に関し、同産婦人科が19時頃から、都立墨東病院を含め8医療機関に連絡したが、受入可能な病院が見つからず、都立墨東病院に再度要請したとのこと。

○ 都立墨東病院における対応は、以下のとおり。

10月4日（土）

19:00頃 地元産婦人科医師より、「母体搬送の受入れ可否」の問合せあり。当直医師が「土日は基本的に母体搬送を受け入れていない」と回答。他の周産期センターに依頼した方が迅速かつ適切に対応できるとの判断から、受入可能な医療機関名を伝達。

19:45頃 再度、地元産婦人科医師より母体搬送依頼あり。

※ 他医療機関の受入れが困難だったと聞いたこと、下痢、嘔吐、頭痛等の症状が増悪している状況のため、バックアップの産科部長に緊急登院を要請

20:00頃 地元産婦人科へ母体搬送受入可能と連絡

20:18 救急車で墨東病院到着（救急車内で意識レベル低下）

20:30頃 脳卒中が疑われたため、脳外科当直医が対応

21:41 帝王切開術により児娩出

※ 児の救命のため先行（御家族同意）

22:24 頭部の血腫除去手術を開始

10月5日（日）

1:28 頭部手術終了

10月7日（火）

20:31 死亡確認（直接死因 脳出血）

(2) 墨東病院産科（総合周産期母子医療センター）の現状

- 6月30日にシニアレジデントが1名退職したことから、毎日当直体制の維持が困難となり、7月1日から土日当直が1名体制となった。
- このため、7月1日から土日の救急受入れを制限することにした。これに際しては、都内周産期センターに十分説明し、協力を依頼するとともに、すみだ・江東区・江戸川区産婦人科医会及び会員に対し、周知を行った。

2. 対応

(1) 実態把握

- ・ 医療機関等に対する実地調査
厚生労働省と東京都において、都立墨東病院等に対する実地調査を行い、今回の事案の事実確認、救急医療受入体制等についてヒアリング
 - 10月24日（金） 都立墨東病院
 - 10月27日（月） 江戸川区医師会、慶応義塾大学病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、日本赤十字社医療センター
 - 10月28日（火） 東京慈恵会医科大学附属青戸病院、日本大学医学部附属板橋病院（予定）
- ・ 周産期母子医療センターに対する緊急アンケート調査
全国の周産期母子医療センターに対し、医師数、医師の当直体制等についてアンケート調査

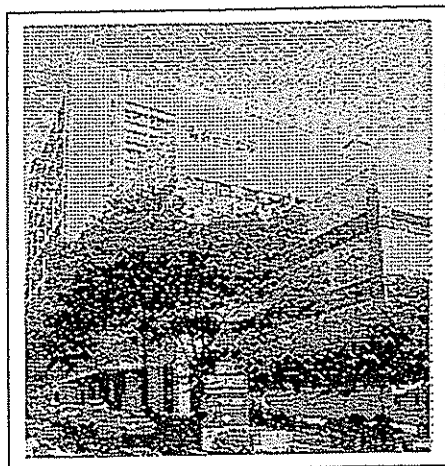
(2) 当面の対応

- ・ 以下の事項に関する改善等を都道府県に要請（10月27日付け医政局指導課長・雇児局母子保健課長連名通知）
 - ① 周産期母子医療センターの運用
 - ② 周産期救急情報システム及び救急医療情報システムの運用
 - ③ 周産期医療体制の確保

(3) 今後の対応（実態把握等を踏まえ対応）

- ・ 救急医療と産科・周産期医療の連携
- ・ 産科医の確保

東京都立墨東病院の概要



院長

小林 剛 (こばやし たけし)

所在地

〒130-8575

墨田区江東橋四丁目 23 番 15 号

電話番号

03(3633)6151 (代表)

【概 要】

面 積 敷地 19,987 m² 建物 72,736 m² (本館、附属施設を含む)

規 模 入院 729 床 (普通 689 床、精神 30 床、感染症 10 床)、外来 1,400 人/日

職 員 数 969 人 (医師 148 人、看護要員 635 人、その他 186 人)

診療科目 内科、精神科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、(感染症科)

施設承認 一般病棟入院基本料 (10 対 1 入院基本料)、精神病棟入院基本料 (10 対 1 入院基本料)、入院時食事療養 (I)、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)、運動器リハビリテーション料 (I) 等

【特 色】

救命救急医療、周産期医療、感染症医療、難病医療等に重点を置いた総合的な病院であり、「東京ER・墨東」を擁するほか、心臓循環器救急、精神科救急にも対応している。16 年 7 月から、女性医師が、女性の心身を総合的に診察する「女性専用外来」を開設したほか、17 年 8 月から、より質の高い医療の提供を目指し、電子カルテシステムを含む「新たな都立病院情報システム」の稼働を開始した。

都立病院の再編整備の中では、「救急・総合医療センター (仮称)」として位置づけられている。

(ア) 救急医療

重症・重篤患者に対する救急医療 (三次救急医療) を行う救命救急センターを 24 時間体制で運営しているほか、心臓循環器救急、熱傷救急、精神科救急にも対応している。

また、13 年 11 月から、「いつでも、だれでも、様々な症状の」救急患者に対応できる総合的な救急診療体制「東京ER・墨東」を整備し、救急医療の充実を図っている。

(イ) 周産期医療

NICU、M-FICUを有し、母体から新生児まで一貫して総合的な治療管理を行う、都立病院で唯一の「総合周産期母子医療センター」を設置し、周産期医療に対応している。

* M-FICU (maternal fetal intensive care unit) : 母体胎児集中治療管理室

(ウ) 精神科医療

急性期の各種精神疾患や精神科身体合併症医療、精神科救急医療に取り組んでいる。

(エ) 感染症医療

第一種・第二種感染症指定医療機関の指定を受け、一類感染症、二類感染症のほか、エイズ (後天性免疫不全症候群) などの感染症に対応している。

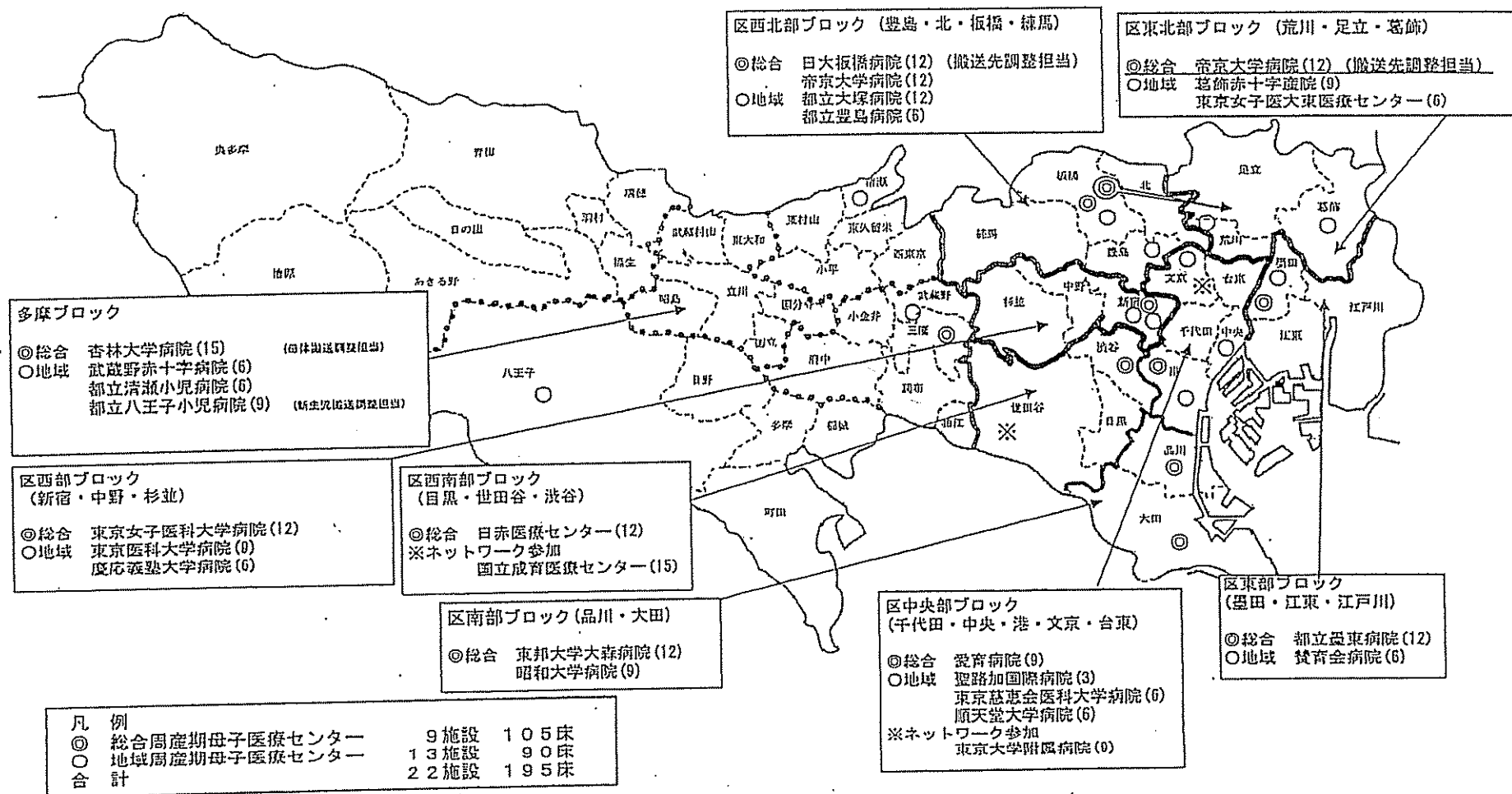
(オ) 難病医療 (リウマチ膠原病系、特定内臓系)

リウマチ疾患、膠原病系難病医療に対する専門医療を提供するほか、肝臓など特定内臓系難病にも対応している。

(カ) その他の医療

障害者歯科診療、心臓病医療、脳血管疾患医療、専門リハビリテーション医療などにも重点的に取り組んでいる。

東京都周産期母子医療センターの配置図（平成20年4月1日現在）

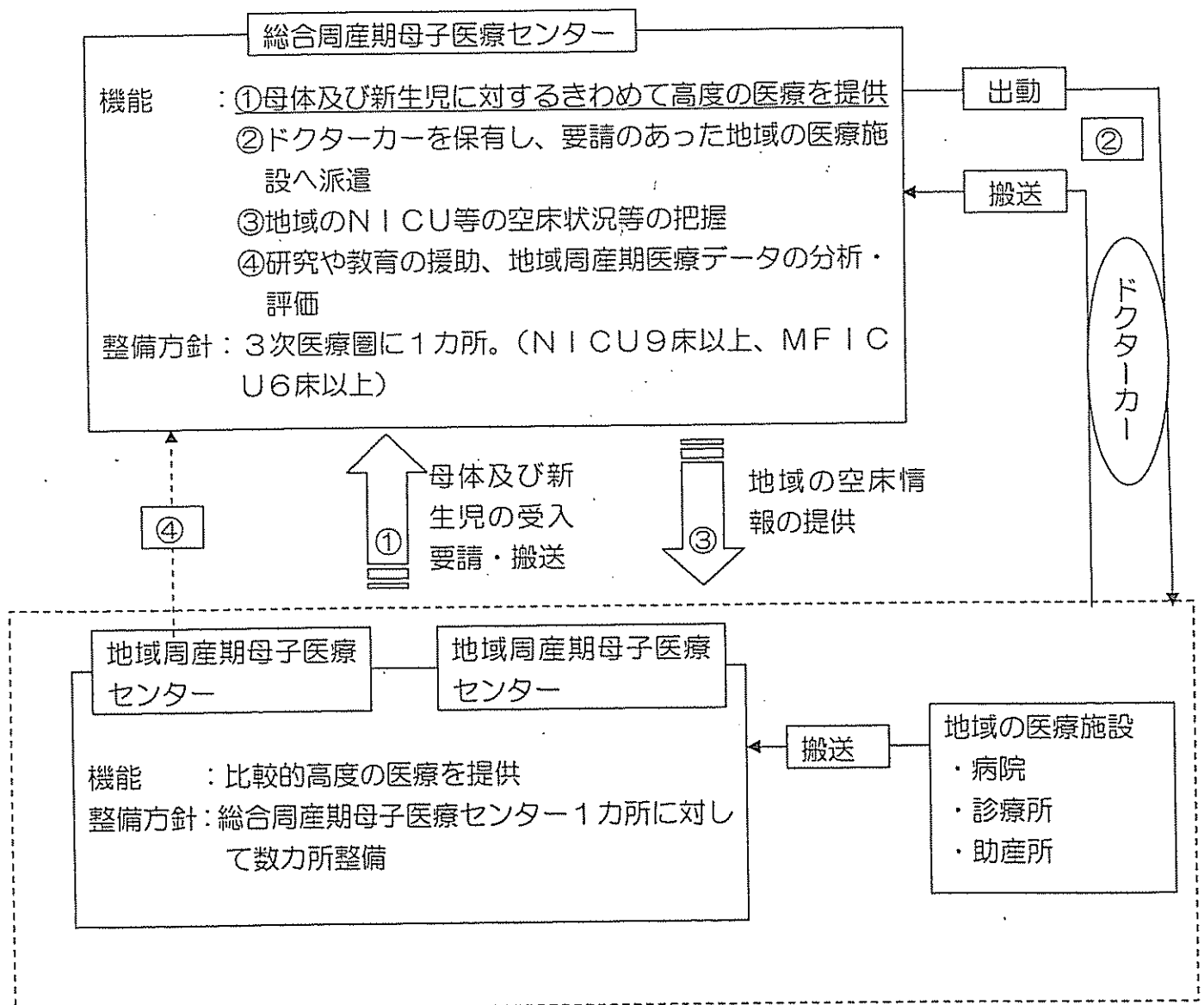


作成：東京都福祉保健局

周産期医療体制について

概要

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設の連携体制の確保など、周産期医療ネットワークの整備を推進している。



※NICU : 新生児集中治療管理室

MFICU : 母体・胎児集中治療管理室

総合周産期母子医療センターの医師配置の考え方

○ 周産期医療システム整備指針（抜粋） 平成17年通知

エ 医療従事者

母体・胎児集中治療管理室及び新生児集中治療管理室は、24時間診療体制を適切に確保するために必要な以下の職員を確保することが望ましい。

（ア）母体・胎児集中治療管理室

- a 24時間体制で産科を担当する複数（病床数が6床以下であって別途オンコールによる対応ができる者が確保されている場合にあっては1名）の医師が勤務していること。
- b 母体・胎児集中治療管理室の全病床を通じて常時3床に1名の助産師又は看護師が勤務していること。

（イ）新生児集中治療管理室

- a 24時間体制で常時新生児を担当する医師が勤務していること。
- b 常時3床に1名の看護師が勤務していること。

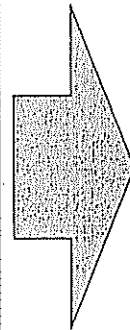
「5つの安心プラン」主な課題の現状と21年度概算要求における対応

健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 730億円(20年度391億円)

救急や産科・小児科医療など地域医療とその担い手を守り、国民の医療に対する不安を解消

[現状と課題]

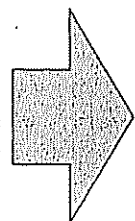
- 救急車による搬送人数の増加
325万件(H8) → 490万件(H18)
- 救急患者中の軽症者・高齢者の増加
 - ・ 救急車搬送患者中の軽症者の件数、割合
163万件[50%](H8) → 255万件[52%](H18)
 - ・ 救急車搬送患者中の高齢者の件数、割合
106万件[33%](H8) → 221万件[45%](H18)
 - ・ 小児二次救急医療機関患者中の軽症者割合
90.6%(来院患者総数9,777人のうち8,854人)(H14)
- 救急患者の病院受入れまでの所要時間の増加
 - ・ 救急車が病院に到着するまでの時間の増加
21.5分(H元) → 32分(H18)
 - ・ 救急車の受入先決定までに要した照会回数
4回以上:14,387件(H19)



[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 救急医療を担う医師の支援 **41億円**
 - ・ 救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援《新規》
- 救急医療の充実 **85億円**
 - ・ 小児初期救急センター等の運営支援《新規》
 - ・ 第二次救急医療を担う医療機関の運営に対する救急患者の受け入れ実績を踏まえた支援《新規》
 - ・ 第三次救急医療を担う救命救急センターの整備推進
- 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援 **38億円**
 - ・ 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を振り分ける体制を整備《新規》
- 患者・家族対話の推進 **5.9億円**
 - ・ 住民に対する医療の公共性や不確実性に関する認識の普及、医療従事者と国民との間の相互理解の推進等地域における意見交換の場の設置《一部新規》
- ドクターヘリ導入の促進 **21億円**
 - ・ ドクターヘリ事業の推進により、早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図る

- ドクターヘリの整備件数 16か所(H20予定を含む)
- 産婦人科医・産科医、分娩取扱施設の減少
 - ・ 医師数 11,264人(H8) → 10,074人(H18)
 - ・ 分娩取扱施設 3,991施設(H8) → 2,933施設(H17)
- 女性医師の増加と離職の防止
 - ・ 女性医師割合 13%(H8) → 17%(H18)
(25～29歳のみでは産婦人科73.1%、小児科50.1%)
 - ・ 卒後10年目の女性医師の就業率
76%(H10～16の平均)
 - ・ 院内保育の実施状況 2,754か所(病院全体の31%)



- 産科医療の確保 49億円
 - ・ 地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援《新規》
 - ・ 出生数の少ない地域における産科医療機関の運営などに対する補助
- 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援 55億円
 - ・ 医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する相談や保育に当たる者の紹介《新規》
 - ・ 病院内保育所の運営等に対する補助
- 勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減(後掲)

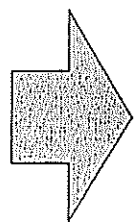
医師養成数を増やし、勤務医の過重労働も改善して、医師不足問題に的確に対応

[現状と課題]

[21年度概算要求における主な具体的施策]

《医師養成数の増加、医師確保が困難な地域等への医師不足対策》

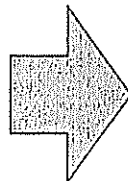
- 無医地区における医療の確保
 - ・ 無医地区数と対象人口
914地区、20万人(H11) → 786地区、16万人(H16)
 - ・ へき地診療所 1,070か所(H19)
- 大学の医師派遣機能の低下
 - ・ 大学病院に在籍する臨床研修医割合
73%(H15) → 46%(H20)
 - ・ 都道府県、国による医師確保困難地域への医師派遣
都道府県 385人(H18)[H19は447人予定]
国 5道県7病院(H19)



- へき地医療を担う医師等の支援 19億円
 - ・ へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援や医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援《新規》
- 臨床研修病院への支援 16億円
 - ・ 医師不足問題が深刻な地域や産科・小児科・救急医療等への貢献を行う臨床研修病院等において、医師の研修派遣及び外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質を確保しつつ、研修医の都市集中の是正を促進《一部新規》

《医師の勤務環境の改善、医療関係職との役割分担》

- 病院勤務医の過重労働
 - ・ 病院勤務医(常勤医師)の勤務状況
平均業務時間(診療、教育等の時間)48.8時間(週)
平均滞在時間(休憩、自己研修、研修時間を含む医療施設の滞在時間) 63.3時間(週)
- 女性医師割合の増加と離職の防止
 - ・ 女性医師割合 13%(H8) → 17%(H18)
(近年の医師国家試験合格者数に占める割合は約3割)
 - ・ 卒後10年目の女性医師の就業率 76%(H10～16の平均)
- 医師と医療関係職との役割分担、協働の推進
 - ・ 医師と助産師との役割分担・協働の現状
院内助産所 31か所(H20)
助産師外来 273か所(H20)
(産科・産婦人科を有する病院の6.3%)
助産師数 2.7万人(H18)

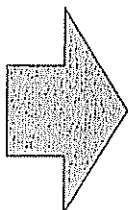


- 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減 33億円
 - ・ 短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等の導入 促進を図るため、導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費を支援《一部新規》
- 医師と看護師等の役割分担・協働の推進 31億円
 - ・ 医師と看護師等の役割分担と協働の推進を図るための研修を実施し、医師が本来業務に専念できる体制を構築《新規》
 - ・ 産科医の負担を軽減し、助産師がチームとして産科医等と連携して活躍できるよう、院内助産所・助産師外来開設のための研修を実施

医療リスクに対する支援体制の整備

[現 状]

- 医療訴訟の増加
 - ・ 医事関係訴訟事件(新受) 913件(H18)
[H8の1.6倍、民事訴訟全体の件数はH18はH8とほぼ同程度]
 - ・ 医師1,000人当たりの裁判件数(H18)
産婦人科16.8 内科 2.7 外科 5.4



[具体的施策]

- 補償制度・医療事故における死因究明 5.3億円
 - ・ 医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や、出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど産科医療補償制度(H21.1開始予定)の円滑な運用を進める

平成20年度補正予算の概要

(医療提供体制関係)

1. 医師派遣の推進

医師派遣緊急促進事業

59.2億円

- 都道府県医療対策協議会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣の対価の一部に相当する額を助成。

2. 救急医療の充実強化

管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業

5.8億円

- 平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備するため、医師等の人材確保、空床確保に必要な費用の一部を助成。

3. 勤務医の勤務環境改善

(1) 医師事務作業補助者設置事業

6.8億円

- 医療機関への医師事務作業補助者の設置・充実を図り、勤務医の業務負担を軽減し本来業務に専念させるため、医師事務作業補助者の専門研修参加に係る代替職員の雇い上げに必要な経費の一部を助成。

(2) 短時間正規雇用支援事業

4.7億円

- 特に女性医師の離職の防止・復職支援のため、短時間正規雇用を導入する医療機関に対し代替職員の雇い上げに必要な費用の一部を助成。

(3) 病院内保育所施設整備事業（老朽化施設等の改築経費）

1.6億円

- 女性医師及び看護職員等の離職の防止・復職支援のため、病院内保育所の保育環境の改善を図るための病院内保育所の改築工事に対し必要な費用の一部を助成。